各 位

会 社 名 ASTI株式会社 代表者の 役職・氏名 代表取締役社長 岩田善之 (東証・名証各第2部 コード番号:6899) 本社所在地 静岡県浜松市福島町626番地 問い合せ先 常務取締役管理本部長 渡辺剛一電話番号 053-444-5111

株式の分割および株式の分割にともなう定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月6日開催の取締役会において、株式の分割および株式の分割にともなう 定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- . 株式の分割について
- 1.株式分割の目的

当社株式の流動性の向上を図るとともに、1投資単位あたりの金額を引下げ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的といたします。

2 . 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成19年3月31日(土曜日)[ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成19年3月30日(金曜日)]を基準日として、同日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合で分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数 8,542,517株 今回の分割により増加する株式数 8,542,517株 株式分割後の当社発行済株式総数 17,085,034株

3. 日程

株式分割基準日平成 1 9 年 3 月 3 1 日 (土曜日)効力発生日平成 1 9 年 4 月 1 日 (日曜日)株券交付日平成 1 9 年 5 月 2 1 日 (月曜日)

4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

【ご参考】

- 1.株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。
- 2.今回の株式分割は平成19年4月1日(日曜日)を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成19年3月31日(土曜日)とする平成19年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

- 3.株式分割後の株券および所有株式に関するご案内は、平成19年5月21日(月曜日)に株主様のお届出住所にお送りする予定です。ただし、1単元(1,000株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。なお、分割後の株券は、お手元に到着するまで売却等はできませんのでご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の株主様におかれましては、平成19年4月1日(日曜日)付で増加株式数の残高が発生〔ただし、当日は休日につき、実質上は平成19年4月2日(月曜日)〕し、増加株式の売却等が可能となりますが、具体的なご売却の時期および手続等につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
- 4. 平成19年4月1日(日曜日)以降になされた単元未満株式の買取請求につきましては、その買取代金の支払いが平成19年5月7日(月曜日)以降となります。ただし、実質株主名簿に記載または記録された単元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします。
- 5. 単元未満株式の買増請求は平成19年3月14日(水曜日)から平成19年5月21日(月曜日)までお取扱いを停止いたします。
- 6. その他、株式分割に必要な事項がある場合には、今後の取締役会において決定します。
- . 株式の分割にともなう定款の一部変更について

1. 定款変更の理由

今回の株式分割にともない、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって 平成19年4月1日付で当社定款の変更をおこなうものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、
<u>2,400</u> 万株とする。	<u>4,800</u> 万株とする。

3.日程

定款変更の取締役会決議 平成19年3月6日 定款変更の効力発生日 平成19年4月1日

以上